

業務仕様書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は、「R8徳土 正木ダム 上勝・正木 管理設備保守点検業務」(以下「本業務」という。)に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様を確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、また、修理、部品取替等を必要とする箇所の診断を行い、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上具備すべきものについては当然これを充足するものとする。

(委託業務箇所)

第2条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) ゲート監視制御設備
徳島県勝浦郡上勝町正木 正木ダム
- (2) 警報及び観測設備
徳島県勝浦郡上勝町正木 正木ダムほか
(別紙1「警報及び観測設備所在地」参照)

(委託期間及び保守点検実施時期)

第3条 委託期間は、契約日の翌日から令和9年3月25日までとする。また、保守点検の実施にあたっては、ダム管理業務に支障のないよう監督員と別途協議するものとする。

(対象機器)

第4条 本業務の点検対象機器の範囲は、次のとおりとする。

- (1) ゲート監視制御設備
 - ア CDT装置(落合局受信) 1式
 - イ 情報入力・提供装置(情報系LAN含む) 1式
 - ウ 光ケーブル接続盤・中継端子盤 1式
 - エ 入出力装置(制御系LAN含む) 1式
 - オ 遠方手動操作装置(遠方手動操作卓含む) 1式
 - カ 放流操作装置 1台
 - キ 放流判断支援・流出予測装置 1台
 - ク 訓練装置 1台
 - ケ ファイル装置 1台
 - コ 表示制御装置 2台
 - サ 表示装置 3台
 - シ 警報盤 1台
 - ス プリンタ装置 1台
 - セ 時計装置 1式

ソ	電話応答通報装置	1 式
タ	洪水予測システム (F A、O A)	1 式
チ	機側伝送装置 (1・2号クレストゲート用、 1・2号主ゲート用、H J V・R H G用)	5 台
ツ	主貯水位計 (本体、自記記録計、A/D変換器、 光送信器、光ケーブル接続箱)	1 式
テ	副貯水位計 (A/D変換器、光ケーブル接続箱)	1 式
ト	1・2号クレストゲート開度計 (A/D変換器、二重刷子選択回路変換器、光ケーブル接続箱)	1 式
ナ	1・2号主ゲート開度計 (開度計箱、シンクロ発信器)	1 式
ニ	ホロージェットバルブ開度計 (シンクロ発信器)	1 式
ヌ	リングホロワゲート開度計 (シンクロ発信器)	1 式
ネ	高速回線避雷ユニット盤	1 式
ノ	C V C F 分電盤	1 式
ハ	総合点検	1 式
ヒ	その他必要と認められる点検	1 式
(2)	警報及び観測設備	
ア	鶴林寺中継局	1 局
イ	放流警報局	
	(ア) 正木ダム放流警報監視制御局	1 局
	(イ) 放流警報局	2 5 局
	(ウ) 警報車 (車載用無線装置及び音声合成装置)	1 式
ウ	テレメータ観測局	
	(ア) 正木ダムテレメータ監視制御局	1 局
	(イ) テレメータ観測局	6 局
エ	除草作業	1 式
オ	その他必要と認められる点検	1 式

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、別紙2「正木ダム管理設備保守点検内容」に掲げるとおりとする。
 なお、「正木ダム管理設備保守点検内容」に記載なき事項について、修理、部品交換等を必要とする場合は、監督員と別途協議するものとする。

(緊急点検)

第6条 履行工期内に故障が発生した場合は、監督員の要請に速やかに対応し、故障部位についての点検あるいは現地での復旧・修理作業を実施すること。なお、費用については、その都度協議するものとする。

(諸法令の遵守)

第7条 受注者は、本業務の履行にあたり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 電波法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) 無線局運用規則
- (4) 労働安全衛生法電波法
- (5) その他関係法令等

(規格)

第8条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格及び基準を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 電気学会電気規格調査会標準規格 (J E C)
- (2) 日本電機工業会規格 (J E M)
- (3) 正木ダム点検整備基準
- (4) 電気通信施設点検基準 (案) (国交省)
- (5) その他関係規格、基準等

(承諾図書)

第9条 受注者は、次の各号に掲げる図書を指定期日までに監督員へ提出し、承諾を得なければならない。

- | | | |
|----------------|-----------|------|
| (1) 納入部品の仕様書 | 設計完了後速やかに | 2部 |
| (2) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(提出図書)

第10条 受注者は、次の各号に掲げる図書を指定期日までに、監督員へ提出しなければならない。

- | | | |
|-------------------|-----------------------|------|
| (1) 業務計画書 | 契約後土曜、日曜、祝日を除いて10日以内に | 2部 |
| (2) 業務成果報告書 | 業務完了検査請求日まで | 2部 |
| (3) 業務写真業務完了 | 検査請求日まで | 2部 |
| (4) 点検結果通知書 (基地局) | 点検後速やかに | 1部 |
| (5) 監督員が指示する図書 | | 必要部数 |

(資材価格高騰に対する特例措置)

第11条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(その他)

第12条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。

- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。また、発注者の点検器具及び工具類を使用する場合は、受注者の責任において使用前点検を行わなければならない。
- 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- 9 受注者は、本業務の実施に際し、当該機器に精通した必要資格を有する技術者を派遣しなければならない。
- 10 受注者は、監督員より降雨等の理由によって点検作業の延期又は中断を指示された場合、これに従わなければならない。その際には各機器をダム管理業務に支障をきたさないよう復旧するものとする。

(業務の完了)

第13条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって業務の完了とする。

警報及び観測設備所在地

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| 1 鶴林寺中継局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字鷺ヶ尾 1 4 |
| 2 放流警報局 | |
| (1) 正木ダム放流警報監視制御局 | 徳島県勝浦郡上勝町大字正木字藤の内 1 8 - 2 |
| (2) 福川警報局 | 徳島県勝浦郡上勝町大字正木字棟平 1 8 - 2 |
| (3) 上立川警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字立川 9 1 - 4 |
| (4) 中立川警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字立川 1 8 0 - 3 |
| (5) 下立川警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字立川 3 0 - 2 |
| (6) 横瀬警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字手山 7 4 |
| (7) 棚野警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字棚野字西久保 1 8 - 3 |
| (8) 久国警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国字時安 2 6 - 1 地先 |
| (9) 星谷警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字星谷字石田 3 7 - 8 |
| (10) 中角警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字中角字玉ノ木 5 - 2 |
| (11) 今山警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字岐木 3 9 - 2 |
| (12) 沼江警報局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字沼江字鶴匠 1 8 - 9 |
| (13) 長柱警報局 | 徳島県徳島市飯谷町上里 4 7 - 2 |
| (14) 飯谷警報局 | 徳島県徳島市飯谷町下里 4 6 - 5 |
| (15) 上沖野警報局 | 徳島県徳島市飯谷町下沖野 4 1 - 5 |
| (16) 下沖野警報局 | 徳島県徳島市飯谷町高良 1 9 - 3 |
| (17) 多家良警報局 | 徳島県徳島市多家良町野上 1 0 0 - 1 |
| (18) 西原警報局 | 徳島県小松島市田浦町中西 3 - 5 |
| (19) 田浦警報局 | 徳島県小松島市田浦町広貞 1 2 0 - 2 |
| (20) 丈六警報局 | 徳島県徳島市丈六町森の木 5 7 - 4 |
| (21) 敷地警報局 | 徳島県徳島市勝占町敷地地先 |
| (22) 向江田警報局 | 徳島県小松島市江田町沖須賀 4 6 番地先 |
| (23) 大原警報局 | 徳島県徳島市大原町野上 2 3 - 6 |
| (24) 雑賀警報局 | 徳島県徳島市雑賀町北開東 8 - 3 |
| (25) 大江警報局 | 徳島県徳島市論田町和太開 1 3 9 番地先 |
| (26) 津田警報局 | 徳島県徳島市津田本町 5 - 8 1 4 - 2 |
| (27) 警報車 | 徳島県勝浦郡上勝町大字正木字藤の内 1 8 - 2 |
| 3 テレメータ観測局 | |
| (1) 正木ダムテレメータ監視制御局 | 徳島県勝浦郡上勝町大字正木字藤の内 1 8 - 2 |
| (2) 落合雨量水位観測局 | 徳島県勝浦郡上勝町落合 |
| (3) 横瀬水位観測局 | 徳島県勝浦郡勝浦町大字久国鴻畑地先 |
| (4) 江田水位観測局 | 徳島県小松島市江田町沖須賀地先 |
| (5) 殿川内雨量観測局 | 徳島県勝浦郡上勝町殿川内 |
| (6) 八重地雨量観測局 | 徳島県勝浦郡上勝町大字旭字八重地 1 5 - 4 4 |
| (7) 雄中面雨量観測局 | 徳島県勝浦郡上勝町大字生実字百合出尾 2 6 - 2 |

正木ダム管理設備保守点検内容

1 保守点検項目

次の点検項目を実施すること。なお、ゲート監視制御設備に関しては、電気通信施設点検基準（案）（以下「基準」という）に基づいて実施すること。ただし、総合点検の詳細については、契約後受注者と協議の上決定するものとする。

(1) ゲート監視制御設備

1-1 CDT装置（落合局受信）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	信号レベルの確認	12ヶ月	
3	データの確認	12ヶ月	
4	接続部の確認	12ヶ月	
5	機器本体の清掃	12ヶ月	

1-2 情報入力・提供装置

1-2-1 情報入力・提供装置（FA-PC）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-2-2 PLC（基本・時計処理・TM装置処理部、地震計測・落合伝送装置他処理部）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の測定	6ヶ月	
2	補助継電器の確認	12ヶ月	
3	接続部の点検	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-2-3 情報入力・提供装置（その他構成機器）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	6ヶ月	
2	送受信レベルの測定	12ヶ月	
3	接続部の点検	12ヶ月	
4	機器本体の点検	—	点検周期は基準による

1-2-4 情報系LAN

No.	点検項目	点検周期	備考
1	接続部の確認	12ヶ月	
2	機器本体の清掃	12ヶ月	

1-3 光ケーブル接続盤・中継端子盤

1-3-1 PLC（情報伝送装置（正木ダム））

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の測定	6ヶ月	
2	補助継電器の確認	12ヶ月	
3	接続部の点検	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-3-2 光ケーブル接続盤・中継端子盤（その他構成機器）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の測定	6ヶ月	
2	保安器、避雷器の点検確認	6ヶ月	
3	接続部の点検	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-4 入出力装置

1-4-1 PLC（入出力装置）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の測定	6ヶ月	
2	補助継電器の確認	12ヶ月	
3	接続部の点検	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-4-2 PLC（主水位計・副水位計）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	6ヶ月	
2	接続部の点検	12ヶ月	
3	光レベルの測定	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-4-3 入出力装置（その他構成機器）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	6ヶ月	
2	保安器、避雷器の点検確認	6ヶ月	
3	補助継電器の確認	12ヶ月	
4	接続部の点検	12ヶ月	
5	機器本体の点検	12ヶ月	

1-4-4 制御系LAN

No.	点検項目	点検周期	備考
1	接続部の確認	12ヶ月	
2	機器本体の清掃	12ヶ月	

1-5 遠方手動操作装置

1-5-1 遠方手動操作装置（操作卓）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	各スイッチ等の確認	12ヶ月	
2	電圧等の測定	6ヶ月	
3	接続部の点検	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-5-2 遠方手動操作端末1・2（FA-PC）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-5-3 PLC（遠方手動操作装置）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の測定	6ヶ月	
2	補助継電器の確認	12ヶ月	
3	接続部の点検	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-6 放流操作装置（FA-PC）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-7 放流判断支援・流出予測装置 (FA-PC)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-8 訓練装置 (OA-PC)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-9 ファイル装置 (FA-PC)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-10 表示制御装置 1・2 (OA-PC)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-11 表示装置 1・2・3

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	表示部の確認	12ヶ月	
3	接続部の確認	12ヶ月	
4	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-12 警報盤

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	表示器の確認	12ヶ月	
3	接続部の確認	12ヶ月	
4	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-13 プリンタ装置

No.	点検項目	点検周期	備考
-----	------	------	----

1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	動作確認	12ヶ月	
3	接続部の確認	12ヶ月	
4	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-14 時計装置

No.	点検項目	点検周期	備考
1	GPSアンテナの確認	12ヶ月	
2	電圧等の確認	12ヶ月	
3	電池の交換	12ヶ月	
4	時刻の確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-15 電話応答通報装置

No.	点検項目	点検周期	備考
1	動作確認	12ヶ月	
2	通信履歴の確認	12ヶ月	
3	設定情報の保存確認	12ヶ月	
4	接続部の確認	12ヶ月	
5	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-16 洪水予測システム (FA-PC、OA-PC)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	電池の交換	12ヶ月	
3	ハードディスクの確認	12ヶ月	
4	動作確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	12ヶ月	
6	イベントログの確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	
8	CPU使用率の点検	6ヶ月	
9	メモリ使用量の点検	6ヶ月	

1-17 機側伝送装置 (1・2号クレストゲート、1・2号主ゲート、HJV・RHG)

1-17-1 機側伝送装置

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	6ヶ月	
2	保安器、避雷器の確認	6ヶ月	
3	デジタル入出力部の確認	12ヶ月	
4	出力リレー部の確認	12ヶ月	
5	接続部の確認	6ヶ月	
6	光レベルの測定	12ヶ月	
7	機器本体の点検	12ヶ月	

1-17-2 開度計 (1・2号クレストゲート)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	端子盤等の点検	12ヶ月	
2	A/D変換器等の校正	12ヶ月	
3	接続部の確認	6ヶ月	
4	機器本体の点検	—	点検周期は基準による

1-17-3 開度計 (1・2号主ゲート、HJV・RHG)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	シンクロ発信器電圧の測定	12ヶ月	
2	端子盤等の点検	12ヶ月	
3	ギア機構の確認	12ヶ月	
4	開度計コード表示部の確認	12ヶ月	
5	開度計コード接続部の確認	12ヶ月	
6	開度計コードの動作確認	12ヶ月	
7	開度計コードD/O出力の動作確認	12ヶ月	
8	開度計コードの比較試験	12ヶ月	
9	機器本体の清掃	12ヶ月	

1-17-4 二重刷子選択回路変換器 (1・2号クレストゲート) (光ケーブル接続箱含む)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	6ヶ月	
2	接続部の点検	12ヶ月	
3	光レベルの測定	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-17-5 無停電電源装置（機側伝送装置用）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	蓄電池の確認	12ヶ月	
2	ファンの確認	12ヶ月	
3	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-18 水位計

1-18-1 主水位計（水研62型）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	時計の確認	12ヶ月	
2	cmペンの折り返しの確認	12ヶ月	
3	記録値の確認	12ヶ月	
4	記録値とA/Dコンバータの確認	12ヶ月	
5	フロートとワイヤの確認	12ヶ月	
6	自記記録計の確認	12ヶ月	
7	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-18-2 副水位計（フロート式）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	各部電圧の測定（シンクロ）	12ヶ月	
2	端子盤等の点検	12ヶ月	
3	A/D変換器等の校正	12ヶ月	
4	接続部の点検	12ヶ月	
5	機器本体の点検	12ヶ月	

1-18-3 光送信器・光受信器（主水位計、副水位計）（光ケーブル接続箱含む）

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	6ヶ月	
2	接続部の点検	12ヶ月	
3	光レベルの測定	12ヶ月	
4	機器本体の点検	12ヶ月	

1-19 高速避雷器

No.	点検項目	点検周期	備考
1	避雷素子の確認	6ヶ月	
2	接続部の確認	12ヶ月	
3	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-20 CVCF分電盤

No.	点検項目	点検周期	備考
1	電圧等の確認	12ヶ月	
2	接続部の確認	12ヶ月	
3	機器本体の清掃等	12ヶ月	

1-21 総合点検

No.	点検項目	点検周期	備考
1	設定値等の確認	12ヶ月	
2	通報・警報の確認	12ヶ月	
3	操作量演算及びゲート操作機能の確認	12ヶ月	
4	システムバックアップ機能の確認	12ヶ月	
5	遠方手動操作の独立性の確認	12ヶ月	
6	リカル及びレギュラ状態の点検	12ヶ月	
7	遠方操作によるゲート動作確認	12ヶ月	
8	監視情報の確認	12ヶ月	
9	ゲート全閉付近での設定値の確認	12ヶ月	
10	非常停止操作、ゲート動作中警報の確認	12ヶ月	
11	動作制限タイマーの確認	12ヶ月	
12	ゲート操作の優先順位の確認	12ヶ月	
13	関係書類点検	12ヶ月	

(2) 警報及び観測設備

2-1 鶴林寺中継局

No.	点検項目	点検周期	備考
1	局舎及び屋外機器の劣化箇所の確認	12ヶ月	
2	中継装置機能の確認	12ヶ月	
3	中継装置電気的特性の試験	12ヶ月	
4	無線機送受信機能の確認 (No. 1, 2)	12ヶ月	
5	送受信入出力レベルの測定	12ヶ月	
6	直流電源装置各部電圧電流の測定	12ヶ月	
7	蓄電池セル電圧及び内部抵抗の測定	12ヶ月	
8	接地抵抗の測定	12ヶ月	
9	オートリセットブレーカ動作の試験	12ヶ月	
10	耐雷変圧器絶縁抵抗の測定	12ヶ月	

2-2 放流警報局

2-2-1 正木ダム放流警報監視制御局

No.	点検項目	点検周期	備考
1	屋外警報機器の劣化箇所確認	12ヶ月	
2	警報制御監視装置機能試験	12ヶ月	
3	警報装置動作試験	12ヶ月	
4	警報装置電気的特性試験	12ヶ月	
5	プリンタ (放流警報操作記録) 印字動作の確認	12ヶ月	
6	無線機送受信機能確認 (No. 1, 2)	12ヶ月	
7	送受信入出力レベル測定	12ヶ月	
8	中継制御の操作確認	12ヶ月	
9	インターロック機能動作確認	12ヶ月	
10	放流警報操作卓操作機能, 表示灯の確認	12ヶ月	
11	各部電圧測定	12ヶ月	
12	サイレン絶縁抵抗測定	12ヶ月	
13	放流警報表示板 (放流中) 確認	12ヶ月	
14	放流警報表示板 (放流中) 絶縁抵抗測定	12ヶ月	

2-2-2 放流警報局

No.	点検項目	点検周期	備考
1	局舎及び屋外警報機器の劣化箇所確認	12ヶ月	
2	警報装置動作試験	12ヶ月	
3	警報装置電気的特性試験	12ヶ月	
4	無線機送受信機能試験	12ヶ月	
5	送受信入出力レベル測定	12ヶ月	
6	中継制御操作確認	12ヶ月	
7	直流電源装置各部電圧電流測定	12ヶ月	
8	蓄電池セル電圧及び内部抵抗測定	12ヶ月	
9	接地抵抗測定	12ヶ月	
10	サイレン絶縁抵抗測定	12ヶ月	サイレン局のみ実施
11	河川情報装置確認	12ヶ月	河川情報装置設置局のみ実施
12	放流警報表示板 (放流中) 確認	12ヶ月	
13	放流警報表示板 (放流中) 絶縁抵抗測定	12ヶ月	

2-2-3 警報車 (車載用無線装置及び音声合成装置)

No.	点検項目	点検周期	備考
1	無線装置機能試験	12ヶ月	
2	無線装置送受信入出力レベル測定	12ヶ月	
3	音声合成装置機能試験	12ヶ月	

2-3 テレメータ観測局

2-3-1 正木ダムテレメータ監視制御局

No.	点検項目	点検周期	備考
1	屋外觀測機器の劣化箇所確認	12ヶ月	
2	観測装置機能試験	12ヶ月	
3	観測装置電気的特性試験	12ヶ月	
4	各テレメータ局観測操作機能試験	12ヶ月	

5	プリンタ（テレメータ観測記録）印字動作確認	12ヶ月	
6	各データ外部出力動作確認	12ヶ月	
7	無線機送受信機能試験	12ヶ月	
8	有線観測部送受信機能確認	12ヶ月	
9	送受信入出力レベル測定	12ヶ月	
10	中継制御操作確認	12ヶ月	
11	インターロック機能動作確認	12ヶ月	
12	各部電圧測定	12ヶ月	

2-3-2 テレメータ観測局

No.	点検項目	点検周期	備考
1	局舎及び屋外観測機器の劣化箇所確認	12ヶ月	
2	観測装置機能試験	12ヶ月	
3	観測装置電気的特性試験	12ヶ月	
4	無線機送受信機能試験	12ヶ月	
5	送受信入出力レベル測定	12ヶ月	
6	中継制御操作確認	12ヶ月	落合局除く
7	直流電源装置各部電圧電流測定	12ヶ月	
8	蓄電池セル電圧及び内部抵抗測定	12ヶ月	
9	太陽電池電圧測定	12ヶ月	殿川内局のみ実施
10	接地抵抗測定	12ヶ月	
11	オートリセットブレーカ動作試験	12ヶ月	殿川内局除く
12	耐雷変圧器絶縁抵抗測定	12ヶ月	殿川内局除く

3-1 その他

No.	点検項目	点検周期	備考
1	除草作業	適時	
2	その他必要と認められる点検	適時	